

個人番号カード・住基カードを持って転出される方へ

個人番号カード／住基カードの継続利用

- 新しいご住所に住み始めてから**14日以内**（引越す日の予定が変わった方は、転出予定日から30日以内か転入日から14日以内の、どちらか早い日付まで）に、転入届を出していただければ、今の個人番号カード／住基カードが引き続き使う事ができます。
- カードを引き続きお使いになるには、転入届を出した日から**90日以内**に継続利用の手続きが必要になります。必ずカードをお持ちになって手続きをしてください。また、その際に暗証番号（4ケタ）の入力が必要になります。
- カードをお持ちのご本人以外でも、継続手続きが行える場合があります。また、取り扱い時間が市町村によって異なりますので、詳しくは転入先の市区町村へお問い合わせください。

転入届の特例

- 通常は転入届時に転出証明書を提出しますが、個人番号カード／住基カードをお持ちの方は、転出証明書の代わりにカードを利用して転入届をする事ができます。
- 転出先で転入届の特例を受ける旨を記入し必要事項を記入した転出届を郵送することにより、窓口に行くのは転入時1回だけで済みます。また、転入手続きが終了後すぐに個人番号カード／住基カードの継続利用ができます。

詳しくは、立川市役所市民課窓口係 042-523-2111（内 1371）
立川市役所窓口サービスセンター 042-540-0020